

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		使用許可証の再交付
根拠法令及び条項		新座市営墓園規則第7条第2項
所管部課係名		市民生活部環境課環境保全係
審査基準	関係条項	特になし
	基準	使用許可証を紛失または汚損した場合、住民票の写し（本籍記載のもの）を添付し、新座市営墓園墓所使用許可証再交付申請書を提出させ、審査する。
	参考事項	
	設定等年月日	平成11年7月1日設定（令和8年4月1日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間	総日数 7日
	設定等年月日	平成11年7月1日設定（平成 年 月 日最終変更）